(参考1) 平成17年全国山火事予防運動実施要綱

- 1 目 的 この運動は、広く国民に山火事予防意識の啓発を図るとともに、 予防対策を強化し、森林の保全と地域の安全に資することを目的とする。
- 2 主 唱 林野庁、消防庁
- 3 統 一 標 語 「小さな火 山に捨てると 大きな火」
- 4 統一実施期間 平成17年3月1日から3月7日まで 統一実施期間は、消防庁が実施する春季全国火災予防運動(平成 17年3月1日から3月7日まで)の実施期間と同一とするが、都 道府県においては、山火事発生状況等を考慮し、当該期間以外の期 間を山火事予防運動の実施期間とすることができる。
- 5 実 施 要 領 この運動は、次の事項について林野庁及び消防庁が各府省庁、各 都道府県及び関係団体に協力を依頼し、その推進を図る。
- (1)ハイカー等の入山者、森林所有者、林内及び森林周辺の農地等で作業する従事者、地域住民、小中学校の児童・生徒等を対象の重点事項の啓発活動を実施する。アは、たきのある火災が起こりやすい場所では、たき火をしないことでは、たき火の場所を離れるときは完全に消火することで、投入れの許可は必ず受けることともに、投げ捨てないことがはいるとともに、投げ捨てないことがはしないこと
- (2)駅、市町村の庁舎、学校、登山口等への警報旗、山火事予防ポスター等の掲示やテレビ、ラジオ、有線放送、新聞、インターネット等の各種広報媒体の活用等により、入山者、地域住民等に対し山火事予防意識の高揚を図る。
- (3)火災警報発令中など、火災の発生しやすい時期には、関係機関が協力して、住宅地等に近接する森林での重点的な森林パトロールを実施するなど森林の保全管理体制の強化を図ることにより、 火災の未然防止、火災の早期発見に努める。
- (4)消防機関等と森林所有者等がより一層の連携を図るとともに、 初期消火を中心とする消防訓練、研修会、予防及び消火資機材等 の適切な点検、管理等を実施し、地域の実情に即した予防対策を 計画的に講ずるよう努める。
- (5)地域住民、森林所有者等による山火事予防組織の育成強化を図るとともに、これらの組織が婦人防火クラブ等のいわゆる民間防 火組織と連携を図り、予防活動を行うよう要請する。